

森ノ宮医療大学

令和2年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和3年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

森ノ宮医療大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

医療専門職業人養成と社会貢献の機能を果たすための組織として保健医療学部 7 学科、大学院保健医療学研究科修士課程 2 専攻、博士後期課程 1 専攻、助産学専攻科を擁し、多種多様な医療人育成を目指した教育体制を整えている。建学の精神「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」に基づく 12 の中核プロジェクトを策定、教職協働体制のプロジェクトチームによる独自性の確立状況、追越すべき競合校等との関係（距離）等、具体的な方策を展開している。使命・目的等については、グループウェア等での教職員との情報共有を図っている。既存の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直し等については、学外有識者の参画等により客観的な視点の取入れに取り組んでいる。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織、教職協働組織として 10 のセンター等を設置している。

「基準 2. 学生」について

各学部、学科、大学院研究科、専攻科は、それぞれの教育目的に応じたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページや入学試験要項、学生手帳で公表している。適切な学生数の受入れの維持については、全ての学科において安定した入学定員の確保ができています。また、教職協働による学修支援体制が整備されており、初年次から卒業までの学修の積上げ及び連続性を意識した支援を実施している。TA(Teaching Assistant)制度が全学的に導入され、適切に運用されている。

施設等の運営・管理は、施設設備会議等を定期的に行い、適切に取り組んでいる。全校舎が耐震基準を満たすとともに、教育目的の達成のために適切に整備されている。教職協働支援体制により、多方面からの学修支援を整備し、大学独自の奨学金制度や学費減免制度による経済的支援を行っている。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえ、学部及び学科ごと、大学院及び専攻科ごとのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、学内外に周知している。単位認定基準、成績評価基準及びディプロマ・ポリシーとの関連性がシラバスに明記され、学生に周知するとともに、第三者によるシラバスチェックにより、その妥当性は担保されている。成績評価のガイドラインによって科目や教員ごとの評価の偏りに対処している。カリキュラムマップにより学生は各授業科目と到達目標、ディプロマ・ポリシーとの関係を体系的に理解できている。

全学横断的・基盤的な教育推進組織である共通教育センターの設置により、医療人の育成を踏まえた教養教育の検討・実施を行い、自己点検評価・FSD委員会が主になって全学的に教授方法の工夫・開発に取り組む姿勢が醸成されている。

〈優れた点〉

○「森ノ宮医療大学コモンルーブリック」を作成し、全学共通の評価指標で授業評価に取り組んでいる点は評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

大学運営の全学的な議論の会議体として、理事長、学長、副学長ほか各部門の管理職からなる管理運営会議を置き、意思決定体制を整えている。学長のガバナンス強化を目的に学長室を組織し、5人の副学長を配置し、IR推進グループを設置するなど、権限の適切な分散と責任の明確化を図り、教学マネジメントを機能的に遂行するため、教職協働の組織として10のセンター等を設置し、運営している。設置基準及び各職業に関連する指定規則等に則して必要な教員数を確保し、適切に配置している。自己点検評価・FSD委員会、大学院自己点検評価・FSD委員会は、教育・研究活動に関する研修会の定期的な開催、組織的なFD(Faculty Development)研修の実施、SD(Staff Development)等の企画立案・検討等を担っている。研究活動を多面的かつ緻密に支援する教職協働組織の研究支援センターと倫理に関する運営の専門部会を設置し、厳正な運用を行っている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法令遵守を明確に定めた寄附行為及び学則を含む管理運営に必要な諸規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を図っている。事業分析による中期経営計画や事業計画の策定等、継続的な努力をしている。関連委員会が設置され、諸規則及び危機管理体制の整備や安全への配慮を行っている。また、経営・質保証会議や管理運営会議及び教授会等の連携により事業改善体制が整備され、適正な運営・機能、円滑な意思決定、相互チェックが機能している。「第二期中期経営計画」における「中期財務計画」に基づく財務運営、キャッシュフローを含めた借入計画・返済計画を策定し、適切な財務基盤の確立に努力している。外部資金獲得への積極的取組み、投資・支出の厳格な管理により、収支バランスは確保されている。学校法人会計基準等の関係法令及び関連規則等に基づき、会計処理は適正に実施されているほか、会計監査を行う体制も整備され、厳正に実施されている。

「基準6. 内部質保証」について

自己点検・評価、FD及びSD活動については、自己点検評価・FSD委員会を設置し、恒常的な改善改革を推進する体制を整備している。学長のガバナンスのもと、管理運営会議や教授会にて改善改革に関する議論がなされ、最終的に学長が決定することで、内部質保証のための責任体制は明確になっている。また、理事長が委任する経営・質保証会議が、法人及び大学全体の経営課題や中長期計画・単年度事業計画の実施状況を管理している。大学は、授業評価アンケート、公開授業（授業見学）等の評価結果を活用したFD研修を行う等、内部質保証の確保に努めている。学長室、アドミッションセンター、自己点検評

価・FSD 委員会は、内部質保証のための PDCA サイクルを支援しており、大学全体として中期経営計画をもとに年次目標と具体的な事業計画を策定し、進捗報告等を理事長、学長、学部長等に年 2 回適時に行い、法人全体で PDCA サイクルを機能させている。

〈優れた点〉

○作業療法学科が専門分野別評価認定審査を受け、世界作業療法士連盟における認定校の認可を受けるなど、教育の質保証に積極的に取り組んでいる点は評価できる。

総じて、学長のリーダーシップのもと「第二期中期経営計画」に基づき、教職協働体制で、疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠に基づく特色ある教育研究活動による医療専門職業人を養成するための組織体制が整えられている。地域に根付いた医療系総合大学として、学科横断的多職種連携教育の展開、チーム医療を実践できる人材の養成、教職員・学生の協働による特性ある地域貢献活動を幅広く提供している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.特色のある医療人養成教育」「基準 B.地域への貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

医療専門職業人養成と社会貢献の機能を果たすための組織として保健医療学部 7 学科、大学院保健医療学研究科修士課程 2 専攻、博士後期課程 1 専攻、助産学専攻科を擁している。多種多様な医療人の育成を目指し、生命の尊厳を認識し、「患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材」の輩出を目指した教育体制を整えている。使命・目的は具体的かつ明確で、簡潔な文章で示されている。建学の精神「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」に基づき策定された「第一期中期経営計画」に引続き、「第二

期中期経営計画」では、環境分析により個性・特色を明らかにし、変化に対応した調整を図っている。また、12の中核プロジェクトの策定と目標設定に従い、教職協働体制によるプロジェクトチームが生まれ、学科ごとの目標とその達成状況、部署としての強みや独自性の確立状況、追越すべき競合校等との関係（距離）等、具体的な方策を展開している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的については、グループウェア等により教職員との情報共有を図っており、平成 25(2013)年度以降、使命等をまとめたハンディタイプの「クレド(Credo)」を役員・全教職員に配付し、理解と支持を得ている。また、学内外への各種印刷物、ホームページ、学生手帳等により周知している。第一期及び第二期ともに中期経営計画に、使命・目的を反映し、第二期では 12 の中核プロジェクトを掲げている。平成 29(2017)年の学校教育法施行規則改正を受け、既存の三つのポリシーの見直し・反映を行い、令和元(2019)年度からは地域社会や産業界の学外有識者の参画により、客観的な視点の取入れに取り組んでいる。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として、教授会、管理運営会議、学科会議及び教職協働組織として共通教育センターを含む 10 のセンター等が設置されるほか、各種専門委員会を設置し、教授会との連携を図っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部、学科、大学院研究科、専攻科は、それぞれの教育目的に応じたアドミッション・ポリシーを策定している。アドミッション・ポリシーについては、ホームページや入学試験要項、学生手帳で公表している。また、オープンキャンパスや進学説明会では、直接受験生やその保護者、高校教員等に説明し周知している。入学試験要項にはアドミッション・ポリシーで求める具体的能力を示しており、各学科においてアドミッション・ポリシーの4項目を面接試験、調査書、学力試験を用いて評価し、AO入試、推薦入試、一般入試ごとにそれぞれの重み付けを変えることで多様な学生を受入れる体制をとっている。また、各入試制度と入学後の成績等の関連性の検証を行っている。

適切な学生数の受入れの維持については、全学科で安定した入学定員の確保ができている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援体制を整備し、初年次から卒業までの学修の積上げ及び連続性を意識した支援を実施している。学修環境の整備、国家試験対策等の学修に関わるサポートを行う学修支援センターを設置し、「MANABEL」の愛称とロゴによって、学生が利用しやすい工夫を行っている。障がいのある学生への配慮としては、健康管理センターを中心に担当教員、学生支援室、教務室が連携を図り、学生の疾病や障がい状況を確認した後、授業時における配慮等を行っている。オフィスアワー制度は全学的に実施されており、シラバス等で学生に公表している。

TA 制度を全学的に導入し、演習や実習関係の科目を中心に適切に活用するとともに、TA で補うことができない場合は、卒業生等を非常勤助手や「スタディアシスタント」として採用し、授業運営の充実を図っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度からキャリアセンターを設置し、教職協働で学生のキャリア支援を行う体制を構築している。また、学生支援室に学生支援室員・キャリアカウンセラーを配置

し、進路相談、履歴書添削、模擬面接等、随時対応できる体制を整えている。教育課程内では国家資格に関する講義や医療現場を見据えた実践的なカリキュラムを編成しており、チーム医療への理解や職業観の形成につなげている。教育課程外では、有資格者や各業界の有識者を講師に招き、キャリア支援セミナーを開催し、社会観及び職業観の醸成を図っている。また、各学科で医療施設が参加する就職説明会を開催し、就職に直結する場の提供を行っている。インターンシップ制度は、全学的なカリキュラムにおいて必須としており、臨床・臨地実習がインターンシップ制度の役割を果たしている。一般企業に就職を希望する学生においても、インターンシップ先の紹介やセミナー等の支援を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための事務組織である学生支援室と全学組織である学生支援委員会を設置し、適切に機能させている。学生の経済的支援としては、日本学生支援機構奨学金の他、大学独自の奨学金制度や学費減免制度を設けている。学生の課外活動に対しては、学生支援室が学生会の運営、部活動、ボランティア活動に対する人的・経済的支援等を行うことで、適切に支援している。また、学生の健康管理、メンタルヘルスを行う健康管理センターを設置し、学生の健康上の問題、悩みの相談援助やメンタルヘルスへの対応等、適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学施設等の運営・管理は、施設設備会議等を定期的に行い、適切に取り組んでいる。全ての校舎が耐震基準を満たしており、施設・設備の安全管理やメンテナンスについては、施設設備管理担当者や委託先警備会社が管理している。校地、校舎及び施設・設備等の教育環境については、適切に整備している。また、体育施設、情報サービス施設等は、教育目的の達成のため適切に整備し活用している。図書館については、蔵書の他に視聴覚資料及びデータベースへのアクセス利用促進や図書館外の自習スペースの配置等の工夫を行っ

ている。施設・設備の利便性については、スロープ、車椅子用エレベータや多目的トイレの設置など、バリアフリーのキャンパス整備を実施している。クラスサイズについては、複数クラス編制で授業を行う等、授業内容や授業形態等に応じて適切な人数で運営している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見は、年 1 回の学生満足度調査及び年 2 回の授業評価アンケート調査から分析し、その結果を各組織が検討し、改善する仕組みが整っている。

心身に関する健康相談、経済的支援等の学生生活に関する学生の意見・要望については、学生満足度調査や学生支援室、健康管理センター、学生相談室、担任・チューター等による相談窓口によって把握しており、その結果を分析し、その内容を各組織が検討し、改善する仕組みを整備している。

学修環境上の設備面についても、学生満足度調査及び授業評価アンケートで情報を分析し、各組織において分析結果から改善策を検討する仕組みを整備している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部及び学科ごと、大学院及び専攻科ごとのディプロマ・ポリシー

を策定し、学内外に周知している。単位認定基準、成績評価基準及びディプロマ・ポリシーとの関連性をシラバスに記載することで学生に周知している。第三者によるシラバスチェックが行われることで、その妥当性が担保されている。また、学則に単位認定、卒業判定、修了判定の基準を適切に定めており、それらをもとに厳正に運用している。

成績評価のガイドラインによって科目や教員ごとの評価の偏りに対処している。GPA(Grade Point Average)の活用方法についても、「森ノ宮医療大学 GPA 制度に関する細則」に段階的に示し、成績優秀者・不振者への対応を行っている。一部の科目に先修条件を設け、ディプロマ・ポリシーに即した段階的な知識や技術の修得、教員の指導等につなげている。

〈優れた点〉

- 「森ノ宮医療大学コモンルーブリック」を作成し、全学共通の評価指標で授業評価に取組んでいる点は評価できる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し周知するとともに、学生が体系的に理解できるようカリキュラムマップを作成している。また、シラバスに科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性を明確にすることで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保している。履修登録単位数の上限を定め、適切な学修量を確保するための工夫がなされている。

全学横断的・基盤的な教育推進組織として、共通教育センターを設置し、医療人の育成を踏まえた教養教育の検討・実施を行っており、適切に運営されている。また、自己点検評価・FSD 委員会が主になり、授業アンケート、公開授業、FD 研修会、授業改善のためのマニュアル等の作成や結果の分析により、全学対象に教授方法の工夫・開発に取り組む姿勢が醸成されている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシーを定め、学修成果の点検・評価を行っている。シラバスには、三つのポリシーを踏まえた各授業科目の到達目標を明記し、学科長や研究科長がディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに即した内容になっているかの確認を行っている。

学修成果としての GPA を抽出し、ガイドラインに沿った学生への指導を行っている。また、国家資格取得状況と在学中の成績等を分析することで、学修成果の点検・評価を行い、教育内容・方法の改善やカリキュラム改正等に活用している。「授業評価アンケート」や公開授業（授業見学）を実施し、教員は、自身の授業の振り返りと「リフレクションペーパー」を提出することにより、教育内容・方法及び学修指導の改善に取り組んでいる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学運営の全学的な議論を行う会議体として、理事長、学長、副学長ほか各部門の管理職からなる管理運営会議を置き、大学の意思決定の際の議論ができる体制になっている。

学長のガバナンス強化を目的として学長室を組織し、5人の副学長を配置して担当分野ごとに学長の補佐体制を構築するなど、リーダーシップが発揮できる体制としている。また、教学マネジメントを支える基盤の一つとして、学長室に IR 推進グループを配置し、入学試験データや国家試験合格データ等の収集・分析を行うなど、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

職員の配置と役割については、教学マネジメントを機能的に遂行するため、教職協働の組織として学修支援センター、共通教育センターなどの 10 のセンター等を設置し、「学校法人森ノ宮医療学園組織規程」に基づいて必要な職員を配置し、役割も明確である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準及び各職業に関連する指定規則等に則して必要な教員数が確保され、適切に配置されている。

教員採用は公募制により行い、昇任は教員選考規程に基づき、教員目標の結果や実績を考慮し、学科長の推薦を受けて教員選考委員会で検討している。

授業評価アンケート結果については、自己点検評価・FSD 委員会に報告され、見直しや改善に活用するなどのフィードバックが行われている。

自己点検評価・FSD 委員会及び大学院自己点検評価・FSD 委員会は「大学院学術セミナー」等の教育・研究活動に関する研修会を定期的を開催し、組織的な FD 研修を実施している。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 等の企画立案は、自己点検評価・FSD 委員会において年度計画を検討し、実施している。研修会は、全教職員を対象としたものや外部講師を招くなど、自己点検評価・FSD 委員会が企画し、昨年度は 24 回開催している。また、多くの教職員の参加を促すため時間帯を変え、複数回開催するなど工夫しながら実施している。

人事評価基礎情報シートによる目標管理などの人事評価制度を導入し、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組みが行われている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備等について、研究活動を多面的かつ緻密に支援する教職協働組織として研究支援センターを設置し、研究活動におけるアドバイス機能や外部研究機関等との共同・受託研究に関するシステム構築の支援体制を整備し、適切に運営・管理している。

研究倫理については、研究支援センターに「研究倫理審査部会」「防止計画推進部会」等の専門部会を設置し、関連する法令・規則に基づき、科学的かつ倫理的な観点などから適正に行われるかどうか審査しており、厳正に運用を行っている。

研究活動への資源の配分について、学長奨励研究プロジェクトや戦略的研究プロジェクト、学長賞による表彰などを通して研究活動の推進や学科横断的な研究に対して学長奨励研究費などにより支援を行っているほか、研究支援センターにおいて、外部研究資金の獲得を行うとともに、事務的業務機能を置き、研究活動への資源を適切に配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に法令遵守を明確に定めるとともに、寄附行為及び学則をはじめ、法人及び大学の管理運営に必要な諸規則が整備され、経営の規律と誠実性の維持が図られている。

使命・目的を実現するため、各部門・各部署における中長期の事業分析を行った上で各部門等における方針と目標に基づく中期経営計画や事業計画を策定し、課題解決に向けて継続的に努力している。

校地内の緑化などの環境保全への取り組み、また、人権問題に対する適切な対応のための「人権問題委員会」の設置をはじめ、ハラスメントの防止、個人情報保護、公益通報などの諸規則が整備され、人権への配慮が行われている。「防災管理規程」「南海トラフ地震に係る防災対策規程」等に基づく避難訓練の実施、食料等の備蓄など、危機管理の体制が整備され、安全への配慮が行われている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、経営・質保証会議、管理運営会議及び教授会等の連携による事業改善体制が整備されるとともに、理事会は、寄附行為により最高意思決定機関として位置付けられ、寄附行為及び「学校法人森ノ宮医療学園理事会運営規程」に基づき適正に運営・機能している。また、定例理事会に加え、必要に応じて臨時理事会が開催され、理事会が機動的な意思決定を行っている。

理事の選任については、寄附行為に基づき適切に選任されており、理事の理事会への出席状況も適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会が行う意思決定の円滑化に当たり、理事長及び常務理事で構成する経営・質保証会議及び理事長、学長をはじめ、事務局長等で組織する管理運営会議において意見交換が行われ、法人及び大学の管理運営機関との意思疎通と連携が適切に行われている。

法人運営だけでなく、大学の運営に関する意見聴取や経営戦略、質保証の確認を行う経営・質保証会議に理事長、常務理事及び学長が参加することによって円滑な意思決定を行っており、法人及び大学の管理運営機関による相互チェックが機能している。

監事の選任は、寄附行為に基づき、適切に選任されており、監事は、理事会、評議員会に毎回出席し、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。

評議員の選任及び評議員会の運営は、寄附行為に基づき適切に行われており、評議員の評議員会への出席状況も適切である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画に基づく適切な財務運営について、「第二期中期経営計画」における「中期財務計画」に基づき財務運営を行っており、また、「中期財務計画」において、キャッシュフローを含めた借入計画・返済計画を策定しており、適切な財務基盤の確立に努力している。

安定した財務基盤の確立と収支バランスについて、補助金収入に強く依存しない安定した収支バランスの確保のため、外部資金獲得への積極的な取組み、収入の柱である学生生徒等納付金の安定的な推移、投資・支出の厳格な管理により、使命・目的及び教育目的の達成のための収支バランスが確保されている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準等の関係法令及び「学校法人森ノ宮医療学園経理規程」「学校法人森ノ宮医療学園経理規程施行細則」「学校法人森ノ宮医療学園固定資産管理規程」「学校法人森ノ宮医療学園物品管理規程」等に基づき、会計処理を適正に実施している。また、会計処理上の疑問等についても、その都度、公認会計士等の指導を受けて適正に処理している。

外部監査人による監査、監事による教学監査を含めた業務監査及び内部監査室による監査が行われている。また、監事、外部監査人及び内部監査室の連携による意見交換が行われており、会計監査を行う体制は整備され、かつ、厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

教育、研究、臨床を通じて広く、社会的・国際的な貢献を果たすことを大学の目的とし

て明示し、この目的を達成するため、自主的・自律的な検証や内部質保証の取組みを担う自己点検評価・FSD委員会を設置し、恒常的な改善改革を推進する体制を整備している。自己点検・評価の結果については、学長のガバナンスのもと、管理運営会議や教授会にて改善改革に関する議論がなされ、最終的に学長が決定することで、内部質保証のための責任体制は明確になっている。

理事長が委任している経営・質保証会議において、法人及び大学全体の経営課題や中長期計画・単年度事業計画の実施状況を管理している。各センター組織は、各学科長及び各委員会や職員による協働事業や事業活動の実施の検討及び改善の検討をする場として機能し、それぞれの業務分掌に基づきPDCAサイクルの一端を担っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケート、公開授業（授業見学）の評価結果を活用したFD研修の実施や、授業評価の特に優秀な教員への表彰を行うことで、内部質保証の確保に努めている。自己点検報告書の作成に当たっては、各部署が評価項目を分担し、各部署が所有するデータやIR情報をもとに原案を作成し、自己点検評価・FSD委員会が最終版を作成し、ホームページで学内外に公表している。また、同委員会は全学から収集した情報に基づき、教育・研究の恒常的な改善改革を推進するため、毎年、自己点検・評価を行っている。

学長室にIR推進グループを設置し、入学試験データ、GPA及び国家試験合格データ等の収集・分析を行い、管理運営委員会や教授会で共有している。

〈優れた点〉

○作業療法学科が専門分野別評価認定審査を受け、世界作業療法士連盟における認定校の認可を受けるなど、教育の質保証に積極的に取り組んでいる点は評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長室、アドミッションセンター、自己点検評価・FSD委員会は、ポリシーの見直し、

相互の関連性を検討し、PDCA サイクルが機能するように図られている。三つのポリシーに基づき、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの3段階で、アセスメント・ポリシーが定められており、学修成果を客観的に評価することで、教育活動の改善、質の向上に取り組んでいる。自己点検・評価における教学組織及び事務組織の改善策については、ともに管理運営会議で検討され、教学組織の方は教授会に報告し、事務組織の方は関係各部署において実行し、その後の確認及び見直しも行っている。

また、中期経営計画をもとに年次目標と具体的な事業計画を策定し、各学科、各部署から昨年度の成果報告、次年度目標設定報告、進捗報告等を理事長、学長、学部長等に年2回適時に行い、法人全体でPDCA サイクルを機能させている。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 特色のある医療人養成教育

A-1. 医療系総合大学の環境を活かした学科横断的多職種連携教育（IPE：Interprofessional education）

A-1-① チーム医療の知識を深めるための教育課程

A-1-② チーム医療を実践するための教育課程

【概評】

医療系総合大学として、教育研究目的として「幅広い知識と高度な専門技術を有し、チーム医療の実践に求められる豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成する」を掲げ、多職種連携教育(IPE)プログラムを計画し実践している。

チーム医療の知識を深める科目、チーム医療実践力を醸成する科目を全学科カリキュラムに配置しており、初年次の「チーム医療見学実習」、2年次の「医療コミュニケーション」「チーム医療論」、3年次の「IPW論」と段階的に学んでいる。特に「IPW論」では、全学科で「専門職間連携教育(IPW：Interprofessional Work)」として医師を含めた「ケースカンファレンス（症例検討会）」が模擬的に展開されている。このことによって、学生が目指す医療専門職の役割と他職種の役割を理解しつつ、患者（対象）の治療に対する最善のアプローチ方法を導き出す総合力やコミュニケーション力を身に付けることを目指す、大学で最も特色のある教育としている。

令和2(2020)年度から本格的に導入するまでは、平成27(2015)年度にワーキングチームを立上げ、IPEに関連する科目の構成や、シラバスの作成について案を作成し、各学科内で情報共有と協議を行い、最終的に教務委員会及び管理運営会議、教授会での審議、承認を経て導入に至っている。チーム医療の知識と実践力を有する医療人の輩出は、医療系大学への社会的ニーズである。社会環境・医療現場の変化に伴い、「治し支える医療」への変革において生活の質(QOL)向上に関わる医療専門職の重要性が増している中、多職種連携教育(IPE)プログラムは、医療系総合大学の強みを最大限に生かした優れた取り組みである。今年度は、COVID-19の影響により制限された授業展開となったものの、今後の継続と成果が期待できる。

基準 B. 地域への貢献

B-1. 地域への貢献

B-1-① 医療大学の特性を活かした地域貢献に向けた取り組み

B-1-② 教育機関及び医療機関との連携協定による地域貢献に向けた取り組み

【概評】

医療系総合大学の特性を生かした地域貢献活動の展開として、「地域連携センター」を設置し、地域における生涯学習等についての企画立案と実施、学科独自の地域貢献活動の集約及び全学的な情報共有、必要に応じて外部への発信や実施協力を通して、保健医療・看護・健康増進・福祉等に関わる地域の課題に積極的に取り組んでいる。

一般市民を対象とした地域貢献では、近隣病院と連携して、一般市民の関心の高いテーマについて、医療現場の医師や看護師、各学科の教員による「市民公開講座」を実施している。また、区民マラソンにおいて「はり・きゅう体験ブース」の設置や、学生トレーナーが参加選手へのケアの提供も行っている。子育て支援を目的とした地域貢献では、近隣在住の乳幼児とその家族を対象に、育児に役立つ情報提供、健康教育、家族同士の交流促進のための子育て支援プロジェクト「森ノ宮医療大学 地域子育て支援もりもりひろば」を開催している。地域の高齢者を対象とした地域貢献として、介護予防教室「ほほえみクラブ」「認知症サポーター」養成講座、「もりもりまちの保健室」において、健康教育、健康相談を行っている。また、子どもを対象とした地域貢献としては、セレッソ大阪スポーツクラブの協力のもと、少年サッカー大会「森ノ宮カップ」の開催や、「咲州（さきしま）こども EXPO」という科学体験イベントに参加協力している。

このように、国内外の大学、近隣の医療機関と連携協定を締結し、医療系総合大学としての潤沢な人材を活用し、学生交流、学術交流、共同研究などを通して、大学の目的である医療専門職業人の育成や、医学と医療の発展への寄与、そして地域及び社会に貢献している。

